



報道資料

広島県安芸郡府中町

提供日	令和5年9月12日
問い合わせ	福祉保健部高齢介護課 (担当者 課長 藤永) 電話 082-286-3235

介護保険料賦課決定誤りについて

1 概要

平成27年4月1日施行となった介護保険法第200条の2の規定により、介護保険料の賦課決定は、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後においては、することができない」とされています。

当町では、当該年度における最初の保険料の納期について、一律に普通徴収の第1期納期限である7月末日と解釈し、運用しておりましたが、この度、厚生労働省から、普通徴収は7月31日、特別徴収は5月10日を「当該年度における最初の保険料納期」とすべきであるとの見解が示されました。

これに伴い、特別徴収において賦課期限経過後の賦課決定できない期間に、増額または減額の賦課更正を行っていたことが判明しました。

2 対象となる介護保険料

平成29年度から令和5年度までに遡及賦課した平成27年度分から令和3年度分までの介護保険料

1. 過大徴収した件数及び金額 6件 162,500円
2. 過大還付した件数及び金額 3件 35,800円

3 今後の対応

1. 増額賦課更正をした方には、職権による賦課取り消しを行い、通知文書を送付し、返還手続きを行います。
2. 減額賦課更正をした方には、職権による賦課取り消しができないため、保険料の返還は求めません。

今後、法改正時には他自治体、システム委託業者との情報共有も行いながら、適正な法解釈、運用に万全を期してまいります。